

辰口寺井地区工業用水道（第二）取水井清掃業務委託

特記仕様書

1 一般事項

- (1) 本仕様書は、辰口寺井地区工業用水道（第二）6号井戸に適用する。
- (2) 設計書、本特記仕様書に従い履行するものとする。
- (3) 履行にあたり、建設業法、道路交通法、騒音規制法、労働基準法、労働安全衛生規則等その他関係法令および県、市条例の規程を遵守する。
- (4) 受注者は業務場所における他の工事について、支障がないように調整し協力しなければならない。
- (5) 業務場所は工業用水道施設であることから、衛生管理に努めること。
- (6) 道路通行止めを伴う場合は、事前に看板等で周知すること。
- (7) 道路使用に伴う届出書の申請手続きは、受注者が行うこと。

2 井戸洗淨

- (1) ケーシング管の破損に十分注意しながら、ブラッシング、ベ어링、スワビング、浚渫の一連の作業を行うものとする。
- (2) 浚渫深度は、竣工時深度とする。
- (3) ケーシング管の破損が懸念される場合は、監督員と協議すること。

3 揚水試験

- (1) 揚水試験は、既設ポンプ及び動力を使用して行うこと。
- (2) 清掃前揚水試験は、段階揚水試験を1日行うこと。
- (3) 清掃後揚水試験は、予備、段階、連続揚水試験を各1日行うこと。
- (4) 連続試験後、回復試験をポンプ停止後の1時間測定すること。
- (6) 揚水中は水温と揚砂について測定すること。

4 水質検査

- (1) 連続揚水試験中に、水質検査指定法人による原水全項目試験（40項目）を実施すること。

5 カメラ調査

- (1) 清掃前に井戸カメラを挿入し、既存の内部調査を行うと共に、劣化状況に応じた清掃計画をたてること。
- (2) ケーシングの各継目、スクリーンの目詰まり状況を確認する。ケーシング管の破損が懸念される場合は、監督員と協議すること。

6 濁水処分

- (1) ベーラ浚渫等により発生した濁水は産業廃棄物として適切に運搬・処分し、マニフェスト伝票写しを提出すること。
- (2) 本業務において生じる廃棄物の処分は、処分先を想定して処分費と運搬費を計上しているが、これは積算上の条件明示であり、処分先を指定するものではない。このため、他の処分場で処分する場合においても、設計変更の対象とはしない。

7 報告書の提出

- (1) 提出部数は2部とする。
- (2) カメラ調査の動画映像は DVD 等により提出すること。

8 その他

- (1) 本設計図書、特記仕様書に記載のない事項であっても、技術的に必要な事項については、受注者の負担において履行すること。
- (2) 本業務履行にあたり、第三者に損害を与えた場合は監督員に速やかに報告すると共に、その損害は受注者の負担において補償すること。
- (3) 業務履行に関し疑義を生じた場合で、設計図書の変更・追加等が必要な場合、当市と受注者が協議して決定するものとする。その際、軽微な設計変更については、請負額の変更は行わないものとする。